

表3-5-2 本県の最近の環境影響評価審査件数

年 度		8	9	10	11	12
条 例 (要 綱)	レクリエーション施設	1				
	道 路	1				
法 (閣 議 決 定)	土地区画整理事業		2			
	鉄 道			1		1
	発 電 所				1	
	港湾計画	1				
個 別 法	公有水面埋立	5	7	3	7	5
	総合保養地域基本構想		1			
	合 計	8	10	4	8	6

■都市計画

都市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきており、都市計画の分野においては、これまでの人口や産業が都市へ集中することへの対応から、人口の減少、少子高齢化、産業の空洞化、中心市街地の空洞化および環境問題などの新たな課題に対応するための都市づくりへの転換が求められています。環境分野においては、これまでも環境影響評価制度の運用などを通じて、事業者土地利用や大規模な土地開発等における環境配慮を促してきましたが、都市づくりの分野においても郊外での無秩序な開発の抑制など環境負荷の低減や環境の保全および整備に向けた取組みを進めていくことが重要と考えられます。

■県民・団体等との連携の強化

県ではこれまで、県民、団体、事業者で構成する環境保全ネットワーク「環境ふくい推進協議会^{※1}」の運営を支援し、情報紙の発行や講演会の開催などの活動を通じ、環境保全に関する意識の啓発を図ってきました。このほかにも県内には、環境保全を主目的として活動している団体や活動の一部で環境問題に取り組んでいる団体など、各種各様の自主的な取組みがなされており、NPO法人格の取得も進んでいます。

また、県が実施する河川改修に当たって、地元住民の参画を得たワークショップ^{※2}方式で川の自然回復に取り組む自然再生型公共事業^{※3}なども実施され、徐々に連携・協働が図られつつありますが、県民・団体・事業者・行政の相互のパートナーシップが十分に図られているとは言い難いのが実情です。

※1 環境ふくい推進協議会：環境保全に関し、県民、団体、企業のネットワークづくりと地域に根ざした活動の育成を図ることを目的として、平成6年10月に設立された。クリーンアップふくい大作戦(6月第1日曜日)の主唱、情報紙「みんなのかんきょう」の発行、シンポジウム・環境教室の開催などの活動を行っている。

※2 ワークショップ：参加者の自主的活動により、専門家の助言などを得ながら、問題の解決に当たろうとするやり方

※3 自然再生型公共事業：生物の生息空間として河川が持っている価値を再評価し、多様な自然を復元するための河川工事や湿地の復元事業などを「自然再生型公共事業」と言う。